

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

- (1) 高齢運転者対策の充実強化、第二種免許等の受験資格の見直しを主な内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和2年6月10日に公布され、令和4年5月13日に一部が施行されたことから、所要の改正を行うものである。
- (2) 自動車教習所等が公安委員会に提出する記録媒体の見直しの内容を含む運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第7号）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）が令和4年2月10日に制定され、同年5月13日に施行されたことから、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者が一定の病気等に該当することとなったと疑う理由がある場合の医師の診断書の提出命令について、「診断書提出命令書」により行うこととする。
- (2) 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）の課程又は運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者の指定について、指定の申請、指定書の交付等の手続を設けることとする。
- (3) 運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査の認定の申請について、申請書等の書類に代えて電磁的記録媒体を提出することにより行うことができることとされたことに伴い、その提出方法を定めることとする。
- (4) その他所要の規定の整備をする。